

北海道告示第10226号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年7月9日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成30年3月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー帯広店（本館）
帯広市清流東2丁目12番地1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 荷さばき施設の位置

（変更前）届出書添付図面「施設配置図（変更前）図2-3」に表示

（変更後）届出書添付図面「施設配置図（変更後）図2-5」に表示

(イ) 廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）届出書添付図面「施設配置図（変更前）図2-3」に表示

（変更後）届出書添付図面「施設配置図（変更後）図2-5」に表示

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前7時	午後9時45分	午前7時	午後9時45分
株式会社セコマ	午前7時	午後9時45分	午前5時30分	翌午前0時30分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

小売業者名	変更前	変更後
株式会社コメリ	午前6時30分から午後10時まで	午前6時30分から午後10時まで
株式会社セコマ		午前5時15分から翌午前0時45分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の位置

（変更前）届出書添付図面「施設配置図（変更前）図2-3」に表示

（変更後）届出書添付図面「施設配置図（変更後）図2-5」に表示

(4) 変更の年月日

上記(3)ア(ア)、(イ)、イ(ア)、(イ) 平成30年2月27日

上記(3)イ(ウ) 平成30年4月13日

(5) 変更する理由

上記(3)ア(ア)、(イ) B棟の建物位置確定に伴う位置変更のため

上記(3)イ(ア)、(イ) B棟のテナント決定による営業時間の変更のため

上記(3)イ(ウ) B棟の利便性向上のため

2 届出年月日

平成30年2月26日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成30年3月9日（金）から同年7月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、帯広市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については帯広市へ問い合わせること。